

MileagePlusセゾンプラチナカード特約

第1条(名称)

本カードは、ユナイテッド航空会社の関連会社であるMileagePlusHoldings, LLC(以下、ユナイテッド航空とその関連会社を総称して「ユナイテッド」という)と株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が提携して当社が発行するもので、MileagePlusセゾンプラチナカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(会員)

(1)本カードは、ユナイテッドのマイレージプラス・プログラム(以下「MP」という)へ加入している方又は本カードの申込みと同時にMPへの加入申込みをする方を対象とし、本特約、MP規則、セゾンカード規約を承認のうえ当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方(以下「本会員」という)に発行いたします。

(2)セゾンカード規約第1条(2)の家族会員(以下本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。

第3条(MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約の適用)

本カードについては、MileagePlusセゾンカード・マイルアップメンバーズ規約は適用されないものとします。

第4条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第5条(ショッピング・マイル)

会員は、本カードのショッピングサービスを利用した場合、その利用額に応じてMPのマイルを獲得することができます。但し、収納代行サービス等当社が特に指定する利用分については対象となりません。

第6条(サービスの利用)

(1)MPに関するサービス及びユナイテッドが提供するその他のサービスは、MP所定の方法によるものとし、当社はMP自体及びMPに関するユナイテッドの行為については一切責任を負いません。

(2)会員はユナイテッドのMP規則を遵守するものとします。

(3)会員は、以下の事項の一つにでも該当するときには、獲得マイル数を取消され、又は加算されない場合があります。

①年会費のお支払いがないとき。

②セゾンカード規約により、会員資格を喪失したとき。

③ショッピングサービス利用が取消されたとき。

④ユナイテッドのMP規則に違反したとき。

第7条(融資金の支払方法等)

本カードについては、第13条(融資金の支払方法等)(2)①は次の通りとします。

①リボルビング払い

○3万円コース-本会員が3万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○5万円コース-本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○10万円コース-本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

第8条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条に次の事項を追加します。

(1)⑩年会費のお支払いがないとき。

(7)会員がMPを退会もしくはその会員資格を喪失した場合は、会員資格を喪失し、(3)に従うものとします。

第9条(カード規約)

本特約に定めのない事項についてはセゾンカード規約によるものとし、本特約とセゾンカード規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

第10条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。